

◎ 総務部

第5回 総務部会

日時 平成30年8月23日(木) 午後2時～午後4時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、三瓶部員、大川部員

議題1 役員選任規程一部改正について

本件については、一部改正を前提に改正部分の内容等を9月の理事会に協議事項として上程し、その協議結果を踏まえて具体的な改正案を協議していくこととしました。

議題2 会費の納入方法について

本件については、より効率的な領収と会員間の公平性を確保することを最優先とし、会員に積極的に働きかけていくこととしました。

議題3 その他

事務局長より会務に関する報告等がありました。

第6回 総務部会

日時 平成30年9月20日(木) 午後2時～午後4時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、三瓶部員、大川部員

議題1 行政書士試験協力について

試験場責任者の本郷副部長より、試験会場下見をはじめ今後のスケジュール等について報告がありました。また、次回部会にて試験監督員等の役割分担の検討をすることとしました。

議題2 笠間市災害協定連絡会について

三瓶部員より、去る8月31日(金)に開催された笠間市主催の災害協定連絡会への出席報告がありました。

議題3 その他

事務局長より会務に関する報告等がありました。

第3回 理事会

日時 平成30年9月25日(火) 午後2時～

場所 茨城県開発公社ビル4階大会議室

出席者 正副会長、理事：25名、オブザーバー：相談役、監事、支部長、事務局長

議題1 協議事項

- ア 「役員選任規程一部改正」について、協議されました。
- イ 災害支援相談員養成研修会を各支部に移行することについて、協議されました。

議題2 報告事項

- ア 平成30年度行政書士制度広報月間の実施について、報告がありました。
- イ 各部からの事業計画・報告について、報告がありました。

議題3 その他

- ア 「本会会費納入方法」について

◎ 広報・監察部

第17回 広報・監察部会

日時 平成30年9月25日(火) 午前10時30分～午後1時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、石神部員、冷岡専門委員

議題1 茨城県行政書士会情報誌「季のきらめき第7号」発行について

「季のきらめき第7号」の構想について協議を行いました。

議題2 行政書士制度広報月間の取り組みについて

新聞広告及び茨城放送PR（スポットCMの文言等）の内容について確認しました。

第18回 広報・監察部会

日時 平成30年10月4日(木) 午後1時30分～午後4時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、石神部員、冷岡専門委員

議題1 「行政いばらき11月号」発行について

「行政いばらき11月号」発行に向けて編集作業を行いました。

議題2 茨城県行政書士会情報誌「季のきらめき第7号」発行について

「季のきらめき第7号」の内容について具体的に協議を行いました。

議題3 行政書士制度広報月間の取り組みについて

広報月間の取り組み内容について確認作業を行いました。

第19回 広報・監察部会

日時 平成30年10月15日(月) 午後1時30分～午後4時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、石神部員、冷岡専門委員、澁谷通信員

議題1 「行政いばらき11月号」発行について

「行政いばらき11月号」発行に向けて編集作業を行いました。今回は県南支部の澁谷通信員に作業に参加していただきました。

議題2 茨城県行政書士会情報誌「季のきらめき第7号」発行について

「季のきらめき第7号」発行に向けて編集作業を行いました。

第20回 広報・監察部会

日時 平成30年10月22日(月) 午後1時30分～

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、石神部員、冷岡専門委員

議題1 「行政いばらき11月号」発行について

「行政いばらき11月号」発行に向けて編集作業を行いました。

議題2 茨城県行政書士会情報誌「季のきらめき第7号」発行について

「季のきらめき第7号」発行に向けて編集作業を行いました。

第21回 広報・監察部会

日時 平成30年10月29日(月) 午後1時30分～

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、石神部員、冷岡専門委員

議題1 「行政いばらき11月号」発行について

「行政いばらき11月号」発行に向けて編集作業を行いました。

議題2 茨城県行政書士会情報誌「季のきらめき第7号」発行について

「季のきらめき第7号」発行に向けて編集作業を行いました。

平成30年度 「行政書士制度広報月間」をPR

日時 平成30年10月2日(火) 午後5時15分～

場所 IBS茨城放送

出席者 國井会長

内容 國井会長がIBS茨城放送の「CONNECT」の「ほっとボイス」コーナーに出演し、行政書士の業務内容、行政書士制度広報月間についてPRしました。



行政書士の業務について熱く語る國井会長



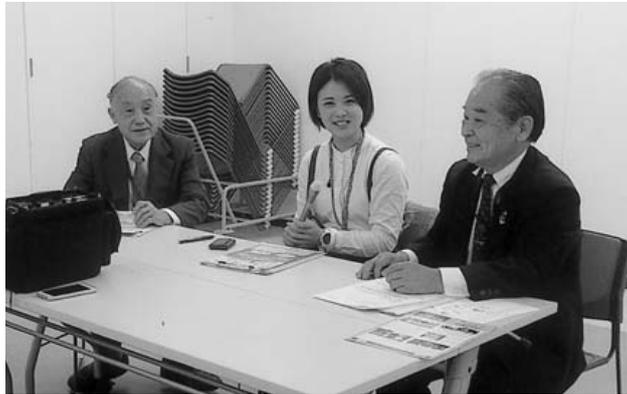
行政書士制度広報月間をよろしくお願ひします！

日時 平成30年10月16日(火) 午前11時2分～午前11時12分

場所 常総市役所石下庁舎

出席者 飯塚副会長、齊藤勝夫県西支部会員

内容 IBS茨城放送の「スクーピーレポート」に、飯塚副会長と齊藤勝夫県西支部会員が出演し、行政書士制度広報月間についてPRしました。



齊藤県西支部会員、水越レポーター、飯塚副会長

◎ 国土農地部

第1回 研修会

日時 平成30年9月5日(火) 午後1時30分～午後2時45分

研修テーマ 農地所有適格法人をはじめとする農業の法人化について

場所 茨城県開発公社ビル4階大会議室

講師 茨城県農業政策課農地調整担当 課長補佐 石塚晃彦様

参加人数 72名

研修内容 農地法制度の全般と、農地所有適格法人との関連性についてご講義いただきました。案外知らない農業の法人化。その中でも比較的我々行政書士が関与することのありそうな農地所有適格法人となるための要件はどのようなものなのか、またそれと農地法許可申請実務との関連性等、日頃の疑問点が解消できるような内容の研修を行うことができました。また耕作放棄地への取り組み(農地中間管理機構や、全国農地ナビ等)についての情報も頂く事が出来ました。



第2回 建設部・国土農地部合同部会

日時 平成30年9月4日(火) 午後5時～午後6時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 竹内副会長
建設部・下条部長、海老原副部長
国土農地部・久保部長、石塚副部長

議題1 今後の日程について

農業委員会立会調査と第2回研修会の日程及び内容について協議を行いました。

常陸大宮市農業委員会窓口での立会調査について

日時 平成30年8月21日(火) 午前9時～正午

担当者 久保部長、中庭県北支部理事

調査内容 国土農地部員と支部担当者の2名で「茨城県行政書士会」の腕章を付け、窓口申請に来た方に帰り際に声をかけ、本人申請か代理申請か？代理申請の場合は何の代理権（資格）によってか？を質問し、行政書士法遵守について注意喚起を行いました。

結果 4人
(内訳 建築士1人 本人申請 1人 業者の本人申請 1人 本人相談1人)



農業委員会事務局で調査を行いました。

◎ 建設部

= お知らせ =

平成31・32年度茨城県建設工事等入札参加資格審査（定期受付）の申請期間は、平成30年11月6日（火）から平成30年12月3日（月）となりました。

お間違えのないようお願いいたします。

第1回 業務研修会

日時 平成30年9月4日（火） 午後3時15分～午後4時45分

研修テーマ 入札参加資格審査申請について

場所 茨城県開発公社ビル4階大会議室

講師 茨城県土木部監理課係長 中村 充宏 様

参加人数 91名

研修内容

- ①公共工事における入札契約の流れ
- ②平成29・30年度茨城県建設工事入札参加資格審査（格付）基準の概要について
- ③平成31・32年度茨城県建設工事及び建設コンサルタント入札参加資格審査申請に係る留意事項について
- ④茨城県建設工事入札参加資格審査申請について
- ⑤茨城県建設コンサルタント入札参加資格審査申請について

茨城県の入札参加資格の適用開始日が、今回（平成31・32年度入札参加資格審査申請）から4月1日に変更となります。これに伴い、茨城県及び共同受付実施市町村の入札参加資格審査申請期間が2か月程度早まり、平成30年11月6日から12月3日までとなりました。この点を踏まえ、公共工事の入札参加の流れから「建設工事」及び「建設コンサルタント」の入札参加資格審査申請に係る留意事項(特に電子申請及び添付書類等々)について、資料を交えた詳細な説明がなされました。

第2回 建設部会

日時 平成30年9月4日（火） 午後5時～

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 竹内副会長、下条部長、海老原副部長

議題1 次回実務研修会について

今回は経営事項審査を主題に、1月中旬頃の開催を予定いたしました。
実務研修会を国土農地部と共同で実施して2年目、受付業務など効率的な運営をしております。

2018水戸フォーラム

日程 平成30年9月7日～8日

場所 水戸京成ホテル

出席者 竹内副会長、下条部長

内容 （一社）全国建行協主催のフォーラムに参加しました。
「経營業務の管理責任者」の配置要件をはじめ、今後予想される建設業法の改正をにらみ、当事者である国交省担当官や建設業団体幹部等による建設業の現在と今後について様々な意見が出されました。非常に密度の濃い内容でした。

◎ 環境部

千葉会 環境部門との意見交換会の実施

日程 平成30年7月27日(金)

場所 千葉県行政書士会

出席者 郡司副会長、木村環境部長、石井県南支部長、大庭鹿行支部長

内容 千葉県の廃棄物処理業に関する許可申請上の特徴、県側の重視項目、県や産業資源循環協会との関係醸成、法改正時の対応、会員のスキルアップ方法等について意見交換を実施しました。

第1回 業務研修会

日時 平成30年8月6日(月) 午後1時30分～午後3時

研修テーマ 有害使用済機器の保管および処分に関する対応について

場所 茨城県開発公社ビル1階中会議室

講師 茨城県廃棄物対策課 担当者

参加人数 50人



真剣に研修に聴き入る受講生皆さん



大変充実した講義を有難うございました

第2回 業務研修会の開催予定

日時 平成31年2月14日(木) 午後3時15分～午後4時45分

研修内容 産業廃棄物許可に関する基礎知識 (初心者向け)

◎ 国際部

「みなし再入国」の落とし穴について

本邦に在留する中長期在留外国人の皆様の中には、在留期限「3年」や「5年」を取得できたことを契機として、長い期間をかけて本邦外へ渡航するケースが増えてまいりました。

そこでご注意いただきたいのが「みなし再入国」制度です。

在留カードを保有している中長期在留外国人の皆さんは、出国から1年以内に本邦へ再入国すれば従前の在留資格での活動が継続して認められることを漠然と認識していらっしゃるが、「再入国期限」と「在留資格期限」を混同してしまい、結果として本邦再上陸時の空港で在留資格を失ってしまうという事案が散見されています。

（みなし再入国許可）

第二六条の二 本邦に在留資格をもつて在留する外国人（第十九条の三第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で有効な旅券（第六十一条の二の十二第一項に規定する難民旅行証明書を除く。）を所持するもの（中長期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限る。）が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2 前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可の有効期間は、前条第三項の規定にかかわらず、出国の日から一年（在留期間の満了の日が出国の日から一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間）とする。

3 第一項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可については、前条第五項の規定は、適用しない。

〈顕著な事例〉

在留資格「家族滞在(3年)」在留カード保有の未成年者が母国の大学へ留学

- ・ 2017年07月に夏休みを利用して本邦に再上陸

↓

- ・ 2017年08月に本邦から出国

↓

- ・ 在留期間更新許可を受ける目的(在留期限:2018年11月01日)で2018年09月に成田空港から再上陸

↓

- ・ 2017年08月の出国から1年を途過しているため在留資格喪失
(在留カードにパンチ穴を入れられて返却:入管法第26の2第2項に非該当)

↓

- ・ 上陸特別許可を得て上陸。

↓

- ・ この子どもは20歳を超えていたため、在留資格「家族滞在」(未成年で未婚の子)の要件に合致しないため、身分上の在留資格を取得することができなくなりました。

申請取次者は法26条の2第2項を理解し、本邦に在留する外国人の皆様へ同条同項の周知徹底を図るようお願いいたします。

◎ 市民法務部

第5回 市民法務部会

日時 平成30年8月29日(水) 午後1時～午後3時

場所 水戸生涯学習センター3階 小講座室

出席者 古川副会長、増戸部長、永塚副部長、中村部員、清水部員、柴田専門委員

議題1 法教育について

各々が担当するテーマにつき、シミュレーション等を行い、検討を行いました。

議題2 第2回実務研修会(研究会)について

前回に引き続き、課題の検討を行い各自作成することにしました。

議題3 その他

中小企業支援PT会議の検討をしました。

第6回 市民法務部会

日時 平成30年9月7日(金) 午前10時～午後0時30分

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 古川副会長、増戸部長、永塚副部長、中村部員、清水部員、柴田専門委員

議題1 次回研修会について

各々の事例の内容を精査し完成させることにしました。

議題2 法教育について

現在3校からの依頼が来ています。うち1校は中学校であり、かつ、来月実施予定のため、早急に中学生向けの原稿も準備することにしました。

議題3 中小企業支援について

中小企業支援プロジェクトの概要を確認の上、「行政いばらき」次号に掲載すべく、募集要領を今月中にまとめることにしました。

議題4 災害相談員研修資料について

今後、支部単位で実施していただくこととし、講師の技量による差が生じないようにするべく、研修資料の見直し、リニューアルを実施することにしました。

議題5 その他

2校から法教育授業の依頼があり、対応を検討いたしました。

事業報告

9月2日(日) 八士会相談会を茨城県産業会館で行いました。

9月11日(火) 担当副会長と部長が日本政策金融公庫様及び水戸市信用金庫様を訪問し、市民相談センターのポスター・チラシを活用していただくよう依頼しました。

9月13日(木) 担当副会長と部長が法教育の依頼があった県南地区の中学校を訪問し、打ち合わせました。

9月19日(水) 担当副会長と部長が法教育の依頼があった県西地区の小学校を訪問し、打ち合わせました。

9月27日(木) 副部長が第2回古河市創業支援セミナー(相談会のみ)に参加しました。

9月28日(金) 第2回研修会(相続)を行いました。

*電話による無料相談会の時間を変更したので、部員が手分けをして、茨城県内市町村等関係機関に市民相談センターポスター・チラシを活用していただけるようお届けしました。

◎ 申請取次行政書士管理委員会

第3回 届出済証新規交付研修会

日時 平成30年9月26日(水) 午前10時30分～正午

場所 茨城県開発公社ビル5階小会議室

講師 松田委員長

出席者 1名

研修内容 申請取次業務を始めるにあたっての留意点や業務上の倫理事項について研修を行いました。

第1回 申請取次行政書士研修会

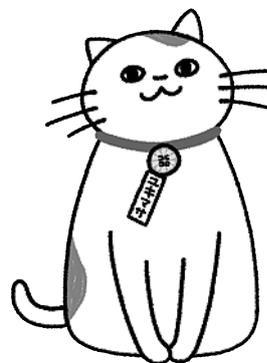
日時 平成30年9月26日(水) 午後1時30分～午後4時

場所 茨城県開発公社ビル1階中会議室

講師 松田委員長、橋本委員、中村委員、柴本委員

参加人数 12名

研修内容 申請取次行政書士管理委員会規則の読み合わせのほか、申請取次業務実施上の留意点、違反事例について研修を行った後、申請取次業務に関する考査を実施しました。



平成30年上半期（1～6月）申請取次実績報告書の集計結果

集計日：平成30年8月24日（金）（平成30年8月23日時点での提出者）

報告書提出対象者総数159名 提出者145名 未提出者14名

実績0件	96名	実績10件	1名	実績58件	1名
実績1件	10名	実績16件	1名	実績61件	1名
実績2件	3名	実績18件	1名	実績71件	1名
実績3件	7名	実績24件	1名	実績78件	1名
実績4件	2名	実績25件	1名	実績89件	1名
実績5件	5名	実績26件	1名	実績100件	1名
実績6件	0名	実績41件	1名	実績108件	1名
実績7件	0名	実績43件	1名	実績268件	1名
実績8件	3名	実績49件	1名		
実績9件	0名	実績53件	2名		
0～9件の方	126名	10件以上の方	19名		
		提出者の合計	145名		

※ 国ごとの申請件数は別紙の集計表を参照願います。

平成30年上半期において東京入国管理局長から交付された届出済証明書を有しており、当該報告の対象者となる方は159名おりますが、実際にご提出を頂いた方は145名であり、今般の提出率は91.19%でした。

また、申請取次行政書士管理委員に選任されるための要件とされる「年平均10件以上」の申請件数を上半期のみで満たす方は19名であり、提出者全体のうち13.1%でした。

（申請取次行政書士管理委員会規程第6条第2項第6号）

【参考】実績0件 = 96名（提出者全体の66.2%）

実績1件以上 = 49名（提出者全体の33.8%）

※未提出の方は、至急ご提出ください。実績報告書の提出がないと、申請取次行政書士管理委員会規程第9条2項3号により、申請取次資格の更新ができません。

申請取次実績報告書

※ 集計対象者：平成30年8月23日時点の提出者

(報告書提出対象者総数:159名 提出者:145名 未提出者:14名)

(平成30年1月～平成30年6月)

申請の種別 申請者の国籍	在留資格認定証明書	資格外活動許可	変更	更新	在留資格取得	永住	再入国	就労資格証明書	在留カード交付	合計
中華人民共和国	50	45	257	136	1	12	0	5	0	506
大韓民国	8	0	3	5	0	3	0	0	0	19
フィリピン	18	0	11	61	4	3	0	0	5	102
タイ	14	0	3	34	0	3	0	0	3	57
ブラジル	16	0	6	44	4	3	3	0	0	76
インド	3	1	7	7	0	0	0	1	0	13
パキスタン	12	0	7	21	0	3	0	1	0	44
ネパール	19	3	18	22	0	1	0	3	0	66
バングラデシュ	4	1	9	13	0	1	0	0	0	28
スリランカ	4	0	1	14	0	1	0	0	0	20
ベトナム	21	1	31	49	0	3	0	0	0	105
インドネシア	26	1	102	14	0	1	0	3	0	147
マレーシア	1	0	0	2	0	0	0	0	0	3
イラン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
台湾	3	0	0	6	0	0	0	0	0	9
モンゴル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
イギリス	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オーストラリア	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
アメリカ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
カナダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペルー	5	0	3	16	0	1	0	0	0	25
ロシア	1	0	0	0	0	4	0	0	0	5
ウクライナ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ウガンダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コロンビア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メキシコ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カンボジア	2	0	12	0	0	0	0	0	0	14
エジプト	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
パラグアイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ルーマニア	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6
ナイジェリア	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
アフガニスタン	4	0	1	1	0	0	0	1	0	7
スーダン	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
ベネズエラ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ラオス	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
グアテマラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スペイン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガーナ	1	0	3	6	0	0	0	0	0	10
ミャンマー	2	0	47	0	0	0	0	0	0	49
アルゼンチン	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
イタリヤ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
トルコ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	220	53	517	463	9	40	3	14	8	1327

◎ 封印管理委員会

第2回 封印管理委員会

日時 平成30年9月7日(金) 午前10時～正午

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 渡邊副会長、深谷委員長、佐藤副委員長、小野崎委員

議題 変更事項確認と打合せ

中販や自販よりの受託範囲が広くなりました、内容は会員用ページに記載しております。

◎ 会員指導委員会

第6回、第7回会員指導委員会

日時 平成30年9月6日(木)、10月4日(木) 午前10時30分～午後1時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚委員長、嶋田副委員長、安委員、中山委員、間中委員、遠藤委員

議題1 会費滞納会員への対応

滞納会員の状況確認の後、会則第90条第1項の規定に基づく個々への対応（呼出、事務所調査の必要性）について検討いたしました。

議題2 会員への苦情対応

案件ごとに担当より経過報告があり、その対応を検討いたしました。

議題3 その他

会議終了後、職務上請求書の払い出しの実施、コンプライアンス研修会の開催を行いました。

会費滞納について

突然ですが、問題です。

Q: 1日あたり **約165円**・・・これは何の金額でしょうか？

A: 答えは、茨城県行政書士会会員が本会に納付する **会費** を **日額** に換算した金額です。

茨城県行政書士会の月額会費は5,000円ですので、年間の会費額は6万円（5,000円×12ヶ月）です。
この6万円を1年365日で除すると、164.3835・・・約165円となります。

茨城県行政書士会の各会員が全員 **公平に負担** すべきコストは1日あたり約165円です。

日常生活において165円で何が買えるでしょう？

言い換えるならば、一日あたり165円を捻出することが、極めて困難であると感じますか？！

行政書士事務所経費のランニングコストの日額は幾らくらいでしょう？

補助者や雇用スタッフの有無、家賃の有無等により、個々の事務所の運営経費が異なるのは当然のことですが、本会会費相当分の日あたり165円を捻出することが出来ないとするならば、大変失礼ながら、**正常な業務遂行や事務所運営は、極めて困難な状態ではありませんか？！**

仕事が減少した、体調が悪い・・・等々

会費滞納や未納の会員に事情を伺うと、「だから仕方が無い」といった答えが返ってきます。

会費の減免や延納等の正規手続きがあるにも関わらずこれらを利用しない、或いは **正当な理由のない会費の未納や滞納は、もう止めにしませんか？！**

然るべき時期に規定の会費納入が出来ないことは、行政書士として恥ずべきことであるのだと、どうか自覚して下さい。

日本中の何処であれ行政書士として開業する限り、**単体会入会と所属単体会への会費納入**は必須です。

これを**回避するには、「廃業」**しか道はありません。

「職業選択の自由」が憲法で保障されています。しかし、選択した職業に付随するルールや負担を個人の都合や利己的な思考等により「守らない」「履行しない」自由については、憲法は保障していないはずですが。

会費納入をはじめ、当り前のことをあたりまえに出来る行政書士でありたいものです。

大切なお知らせ

1. 会費滞納者及び法的措置対象者の公表について

本会の運営は、会員各位が納入された会費によって成り立っています。

しかし、一部の会員にあっては会費滞納に対する意識欠如のためか一向に改善努力も見られず、その対応に苦慮いたしております。このことは本会の事業遂行に大きな妨げとなることはもとより、適時納入義務を全うしている会員との間に著しく公平を欠く要因となることから解決すべき一大案件であります。

そこで本会では、平成26年10月1日から施行されました「会費滞納者の公表に関する規程」を今般改正し、より厳しい手段を講ずることにより、会費滞納の解消並びに滞納者ゼロを目指すこととし、平成28年12月20日開催の理事会において提案し承認可決され、同日施行されましたのでお知らせいたします。

主な改正点

- ① 規程のタイトルを変更（法的措置対象者を追加対象者とするため）
旧：会費滞納者の公表に関する規程
新：会費滞納者及び法的措置対象者の公表に関する規程
- ② 第2条（用語の意義）に第3号を次のとおり追加する。
(3)「法的措置対象者」とは、本会が要請した支払督促、若しくは提訴した民事訴訟（少額訴訟・通常訴訟）の相手方である会員（個人会員にあっては会員、法人会員にあっては法人及び本会に所属する社員）をいう。
- ③ 法的措置対象者を掲示するため、本条を新設追加する。
(法的措置対象者の掲示)
第4条の2 法的措置対象者に該当した場合、次の事項をインターネット上の本会ホームページ中会員専用ページ及び本会事務局内掲示板の両方に掲示する。
(1) 個人会員にあっては事務所名及び会員名
(2) 法人会員にあっては法人名及び本会に所属する社員名
法的措置となる問題が解消されたとき（本会が支払督促、若しくは民事訴訟を取下げた場合を含む。）には、すみやかに掲示したすべてを削除する。

会費の減免について

特別な事由により会費の納付が困難な状況がある場合には、会則に延納や減免の申出をすることができる規定があります。（会則第15条）

2. 「職務上請求書」 払出方法について

『茨城県行政書士会職務上請求書払出規程』の施行（平成26年10月1日）により、職務上請求書の払出方法は以下のとおりとなっております。

①払出日が設定されています。



→原則第1木曜日・第3木曜日 午後2時～5時
(12/6・12/20・1/10・1/17・2/7・2/21)

※平成31年1月は第1木曜日が年始にあたるため、第2木曜日の1/10に払出いたします。

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による「使用済職務上請求書」の内容確認があります。

※不適正な使用・未記載等がある場合、**即日の払出しが出来ない場合があります。**

※郵送申込みの場合も、上記払出日に内容確認のうえ送付いたしますので、時間に余裕を持ってお申込み下さい。

②「コンプライアンス研修会」の受講が必要です。

規程により、職務上請求書の購入には、従来の「購入申込書」「誓約書」に加え、本会の開催する『コンプライアンス研修会』を受講したことを証する「修了証」の提示が必要となります。

コンプライアンス研修会 受講申込書

平成 年 月 日

希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
12月期	12月6日(木) 午後1時30分～午後4時30分	茨城県開発公社ビル5階小会議室	
1月期	1月10日(木) 午後1時30分～午後4時30分	〃	
2月期	2月7日(木) 午後1時30分～午後4時30分	〃	

【申込期限：開催日の5日前まで】

事務所所在地：	
会員氏名：	登録番号：第 号

※本人確認のため、必ず「行政書士証票」をご持参下さい。

※遅刻された場合、「修了証」は発行しません。研修会の最後に、効果測定を行います。

※「コンプライアンス研修会」を受講後、職務上請求書をご購入される方は職印をお持ち下さい。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

3. 職務上請求書の購入について

職務上請求書購入日

職務上請求書払出日にのみ、購入ができます。

原則毎月第1・3木曜日 午後2時～午後5時

近くは12/6・12/20・1/10・1/17・2/7・2/21となります。

購入方法

購入を希望される会員は、払出日までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書（別紙様式第2号）※職印押印
- ②誓約書（別紙様式第3号）※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④職務上請求書払出研修会またはコンプライアンス研修会の修了証の写し

※注意事項※

- ・窓口で購入する場合には、行政書士証票または会員証をご提示ください。
- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は一冊800円です。（郵送の場合には、使用済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。）

購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊まで

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2 + 2冊まで

保管方法

- ・職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または廃棄してしまった場合は、「顛末書」を提出いただきます。
- ・書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに保管してください。
- ・登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

紛失・盗難された場合

- ・【使用済みの職務上請求書の場合】
「顛末書」と使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告してください。
- ・【使用中の職務上請求書】
所轄の警察署へ届出するとともに、「顛末書」により本会事務局に報告してください。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

平成 年 月 日

茨城県行政書士会

会長 國井 豊 殿

登録(法人)番号 :

支 部 :

氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購 入 申 込 書

1. 購入部数 (いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 () 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類 (主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類 (添付するものに○をつけること。)

①誓約書

②使用済み職務上請求書の控え

〈添付しない場合の理由〉

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他 (願末書により詳細な理由を記載すること)

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確 認 印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓約書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	平成 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</div>		

〈以下、単位会記入欄〉

払出し管理番号	
---------	--

4. 「補助者証」有効期限及び補助者研修会の開催について

『茨城県行政書士会補助者規程』の一部改正（平成26年10月1日）により、「補助者証」の取扱いは以下のとおりとなっております。

① 「補助者証」に有効期限が設定されています。



◇新規登録した補助者

有効期限 登録から2年間

◇登録更新した補助者

有効期限 登録更新から5年間

※有効期限の3か月前から、「補助者証」の更新が可能です。

② 「補助者研修会」の受講が必要です。

補助者規定第6条3の規定より、「補助者証」更新手続きの際、研修会の受講を修了したことを証する「修了証」の添付が必要となります。

次回「補助者証」更新時まで、研修会を必ず1度受講して下さい!!

◆補助者研修会日程◆

日 時：平成30年12月20日（木）午後1時30分～

場 所：茨城県開発公社ビル 1階中会議室

受 講 料：500円

【補助者研修会 受講申込書】

平成 年 月 日

希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
12月期	12月20日（木）午後1時30分～午後3時30分	茨城県開発公社ビル 1階中会議室	

【申込期限：開催日の7日前まで】

支部名：	会員名：
------	------

補助者名 _____ (補助者証No. _____)

※補助者証No.が不明の方は、記載しなくて構いません。

※補助者1名につき、申込書を1枚ご提出下さい。

※本人確認のため、必ず「補助者証」をご持参下さい。

※遅刻された場合、「修了証」は発行しませんのでご注意願います。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

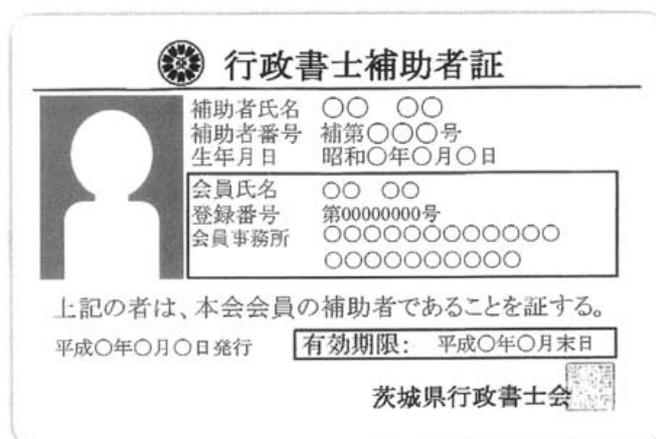
5. 補助者証をご確認ください！

補助者を設置している会員の皆様におかれましては、補助者証をご確認ください。



旧タイプ

(有効期限が記載されてない。平成28年10月1日以降は使用不可。)



新タイプ

(有効期限が記載されている。)

1. 補助者証が旧タイプの場合

①引き続き補助者を設置する方は……

速やかに「補助者研修会」を補助者に受講していただき、「補助者設置届」を事務局にご提出ください (郵送可)。

②補助者を設置しない方は……

補助者廃止届と補助者証を速やかに事務局にご提出ください (郵送可)。

2. 補助者証が新タイプの場合

記載されている有効期限にご注意ください。有効期限内に「補助者研修会」を受講していただき、「補助者証更新申請書」(期限3か月前から受付)を事務局にご提出ください (郵送可)。

※補助者証は即日発行できません。余裕をもってお手続き願います。

皆様のご協力をお願いします。

大切なお知らせ

懲戒処分情報の公表に関する規程について

本規程は、本会の適正な運営の一環として、本会会員に対する行政書士法若しくは本会会則に基づく懲戒処分に関する一定の情報を一定期間公表することにより、会員各自の自覚や注意喚起を促し、懲戒対象事案発生を抑止効果を期待するとともに、県民等が依頼者として本会会員に業務委託をするか否か等の判断材料の一つとしていただくなど、消費者（顧客）の取引の安全の一助になることを願っております。

なお、本規程は平成29年9月26日の理事会において提案し承認可決され、同日施行されておりますことをお知らせいたします。

(趣旨)

第1条 本規程は、茨城県行政書士会会則（以下「本会会則」という。）第3条及び第4条の規定を遵守するとともに、茨城県行政書士会（以下「本会」という。）の適正な運営を図ること並びに国民の信頼に応え、国民の権利を擁護することを目的とし、本会の懲戒処分に関する情報の公表について必要な事項を定める。

(公表する事項)

第2条 本規程により本会が公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政書士法（以下「法」という。）第14条又は第14条の2の規定に基づく茨城県知事（以下「知事」という。）による会員の懲戒処分
- (2) 本会会則に基づく会長による会員の処分

(知事による懲戒処分の公表)

第3条 前条第1号の公表事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、被処分者である行政書士又は行政書士法人以外の人物を特定することが可能な情報は、公表しないものとする。

- (1) 氏名又は行政書士法人の名称
 - (2) 登録番号又は法人番号
 - (3) 事務所名称及び事務所所在地
 - (4) 懲戒処分の年月日、内容及びその理由
- 2 公表の期間は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 法第14条第1号、第14条の2第1項第1号又は同条第2項第1号の処分は、処分の日から1年
 - (2) 法第14条第2号、第14条の2第1項第2号又は同条第2項第2号の処分は、業務の停止の日から期間終了の翌日より2年
 - (3) 法第14条第3号、第14条の2第1項第3号の処分は、処分の日から5年

(公表する会長による処分の種類)

第4条 第2条第2号により公表する処分の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 会員の権利の停止
- (3) 廃業、解散又は従たる事務所の廃止の勧告

(会長による処分の公表)

第5条 第2条第2号の公表事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、被処分者である行政書士又は行政書士法人以外の人物を特定することが可能な情報は、公表しないものとする。

- (1) 氏名又は行政書士法人の名称
 - (2) 登録番号又は法人番号
 - (3) 事務所名称及び事務所所在地
 - (4) 懲戒処分の年月日、内容及びその理由
- 2 公表の期間は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 訓告処分は、処分の日から1年
 - (2) 会員の権利の停止処分は、会員の権利の停止の日から期間終了の翌日より1年
 - (3) 廃業の勧告、解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告処分は、処分の日から5年

(公表の方法)

第6条 第2条に規定する公表事項は、本会の会報若しくはインターネット上のホームページ又はその両方に掲載することで公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程を改正又は廃止するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

(施行期間)

- 1 この規程は、平成29年9月26日から施行する。